

職業紹介が成功した場合において、紹介人材が自己都合により退社した場合は、紹介手数料の一部を下記基準により返戻するものとする。

- ① 1ヵ月未満の場合、手数料額の70%。
- ② 1ヵ月を超え2ヵ月未満の場合、手数料額の50%。
- ③ 2ヵ月を超え3ヵ月未満の場合、手数料額の30%。

但し、会社都合により退社した場合は、紹介手数料の返戻はしない。